

経営者・部門責任者向けセミナーのご案内

30名限定  
1社2名まで

# インボイス制度と 中小企業が気をつけるべき 独占禁止法・下請法 ポイント解説セミナー ～予期せぬ違反から企業を護るために～

令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。「取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした」などの例は下請法違反の典型例にもなります。消費税の仕組み、インボイス制度の仕組みを正確に理解し、また、既に公正取引委員会から注意喚起されている内容を理解し、独占禁止法・下請法違反にならないようにどのような備えが必要か、「税理士×弁護士」が重要なポイントを解説いたします。

日時

11月16日(木)

14:00～16:00

受付開始：13:30より

料金

無料

会場

アットビジネス  
センター大阪本町  
大阪府中央区安土町2丁目3-13  
17階1701号室

セミナーのお申込みは下記を記載のうえ、FAXでご送信下さい。FAX：06-4708-6203

|         |  |      |  |         |
|---------|--|------|--|---------|
| 貴社名     |  | 参加者名 |  | 参加人数： 名 |
| メールアドレス |  | @    |  |         |
| ご住所     |  | 電話番号 |  |         |

主催

〒541-0053 大阪府中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階  
TEL：06-4708-6202 担当：谷川・徳田



# 当日お伝えする内容（一部）

- ◆ 税理士によるインボイス制度の解説～消費税の仕組みを中心に～
- ◆ 弁護士による独占禁止法・下請法の解説
- ◆ インボイス制度導入にあたり、独占禁止法・下請法との関係で気をつけるべきポイント～今後の対策と留意点～

## 開催要項

申込締切  
11月9日(木)

- 開催日：2023年11月16日(木) 14:00～16:00
- 会場：アットビジネスセンター大阪本町（大阪国際ビル）  
17階1701号室
- 受付開始：13:30より
- 住所：〒541-0052  
大阪府中央区安土町2丁目3-13
- 受講料：無料
- 講師：税理士森岡崇、弁護士谷川安徳・徳田聖也



## 講師紹介

### ゲスト講師



森岡崇税理士事務所  
税理士 森岡 崇  
税理士(登録番号115318)  
平成21年12月合格  
近畿税理士会所属  
WHYコンサルティング株式会社  
代表取締役

### グロース法律事務所 弁護士 谷川 安徳



【学歴】  
立命館大学法学部卒業  
立命館大学大学院法学  
研究科博士前期課程修了  
司法修習 54期  
(H13.10弁護士登録)  
【役職等】  
認定事業再生士  
認定ハラスメント相談員  
【所属団体】  
経営法曹会議等  
【公職】  
開発審査会・建築審査会  
委員(吹田市)等

### グロース法律事務所 弁護士 徳田 聖也



【学歴】  
同志社大学文学部卒業  
立命館大学法科大学院修了  
司法修習 63期  
(H22.12弁護士登録)  
【所属団体】  
一般社団法人大阪青年会議所  
【講演歴】  
・労務トラブルでの証拠の  
残し方  
・債権回収において知って  
おくべき3つのポイント  
等多数

## メールマガジンのご案内

弊所では、企業経営で必要となる情報や、弊所セミナーの開催情報を、定期的にメールマガジンで配信しております。会社経営において、法的リスクから守り、経営を盤石にする視点でお送りをさせていただいております。右記のQRコードよりご登録をいただき、御社の健全な事業活動の発展にお役立ていただけますと幸いです。



主催

〒541-0053 大阪府中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階  
TEL: 06-4708-6202 担当: 谷川・徳田

